

令和5年度
一人KY推進運動 埼玉

実施要領



令和5年4月1日～令和6年3月31日

主唱者 建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会
協賛 埼玉労働局

1 運動の趣旨

建災防埼玉県支部においては、本年度より新たに「一人KY推進運動 埼玉」を展開することと致しました。

作業現場において、KY(危険予知)活動を実施し、作業方法・作業環境・使用機械に潜む危険性又は有害性等を特定、対策を実施することは労働災害の防止に非常に重要です。

更に、作業開始前における一人KYにて、自分を守るための安全確認をすることにより、安全を強く意識することに繋がります。

本年度においては、一人KYの重要性を強く理解していただき、作業員一人ひとりの安全意識の向上を図り、労働災害を防止していく為、県内会員事業場において「一人KY推進運動 埼玉」を積極的に推進していくことと致します。

2 期 間

実施期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

強調月間：令和5年9月1日～令和5年9月30日

3 主 唱 者

建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会

4 協 賛

埼玉労働局

5 実 施 者

各事業場（事業場とは県内業者にあつては会社全体を、県外業者にあつては支店又は営業所単位をいい、作業所を含む）

6 主唱者の実施事項

I 実施事項

- (1) 建設事業場に対し、実施要領、懸垂幕等により、運動の周知を図る。
- (2) 賛同事業場の取りまとめを行う。
- (3) 支部・分会において実施する研修会等を通じて運動の周知を図る。
- (4) 報道機関、支部広報紙等を通じて広報活動を行う。
- (5) 県下一斉パトロール並びに支部安全指導者パトロール等において、運動の実施・定着状況を確認する。
- (6) 運動の実施状況を把握し、結果を取りまとめる。

II 強調月間における実施事項

- (1) 埼玉県建設業労働災害防止大会において、運動の周知徹底を図る。
- (2) 運動の推進状況を把握し、定着を図る。

7 賛同事業場の実施事項

I 事業場の実施事項

- (1) 賛同事業者は、運動実施責任者を選任し、賛同書〔様式1〕を所属分会へ提出する。
- (2) 運動実施責任者の実施事項
 - ・ 事業場並びに作業所において、運動実施の為の支援を行う。
 - ・ 作業所教育報告書〔様式2〕を取りまとめ、事業場運動報告書〔様式3〕にて四半期毎に所属分会へ提出する。
 - ・ 作業所における、運動の実施状況を確認する。

II 作業所の実施事項

- (1) 懸垂幕を掲示する。
- (2) 新規入場時教育等の際、一人K Y推進運動教育用資料を積極的に活用し教育する。
- (3) 教育を受けた者は、ヘルメットに一人K Y推進運動シールを貼り付ける。
- (4) 一人K Y推進運動教育用資料を朝礼広場、作業員休憩所等に掲示し、運動の周知を図る。
- (5) 作業所教育報告書〔様式2〕を作成し、運動実施責任者に提出する。

8 運動実施の流れ

1 事業者は運動実施責任者を選任し、賛同書〔様式1〕により運動への参加を表明する

- ・ 賛同書を所属分会へ提出する
- ・ 分会は取りまとめた賛同書を支部へ提出する

【様式1 賛同書】

2 作業所において懸垂幕を掲示し、運動の周知を図る

- ・ 運動実施責任者は事業場並びに作業所に、本運動の概要を説明する

【懸垂幕】



3 新規入場時教育等の際、一人KY推進運動教育用資料を積極的に活用し教育する

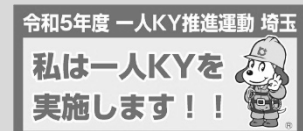
- ・ 一人KY推進運動教育用資料を朝礼広場、作業員休憩所等に掲示し、運動の周知を図る

【一人KY推進運動教育用資料】

4 教育を受けた者は、一人KY推進運動シールをヘルメットに貼り付ける

- ・ 作業開始前、作業場所において一人KYを実施する

【一人KY推進運動シール】



5 作業所において作業所教育報告書〔様式2〕を作成し、運動実施責任者へ提出する

- ・ 教育修了者の人数を集計する
- ・ 四半期ごとに作業所教育報告書を提出する

【様式2 作業所報告書】

6 運動実施責任者は、取りまとめた作業所教育報告書〔様式2〕の結果を事業場運動報告書〔様式3〕にて分会へ提出する

- ・ 四半期ごとに事業場運動報告書を提出する。

【様式3 事業場運動報告書】

7 分会は、事業場運動報告書〔様式3〕を取りまとめ支部へ提出する

- ・ 四半期毎に事業場運動報告書を取りまとめ提出する。



本運動の実施要領ならびに、各様式は建災防埼玉県支部ホームページ (<http://www.kensaibou-s.com>)よりダウンロードすることができます。